

三宅町創業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における創業を促進し、地域経済の活性化及び産業振興を図るため、新たに法人を設立し創業する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において新たに会社法に基づく株式会社又は合同会社を設立し創業する者
- (2) 当該法人の本店所在地を町内に置く者
- (3) 交付決定後、2年以上継続して事業を営むことを確約する者
- (4) 三宅町税条例（昭和35年三宅町条例37号）第3条に規定する町税又はその他市町村税に滞納がない者
- (5) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を開業する者ではないこと

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、以下の法人設立に要する次に掲げる経費とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) 定款認証手数料
 - (2) 登録免許税
 - (3) 定款印紙代（紙定款の場合に限る）
 - (4) 三宅町交流まちづくりセンターMiiMoのコワーキングカフェを6月を超えて長期利用し、かつ、当該施設を登記住所とする場合における長期使用料及び登記における設備使用料（三宅町交流まちづくりセンター運営規則に基づくもの）
- 2 補助対象経費は、当該年度内に支出したものに限る。
 - 3 交付決定前に着手した経費は、補助対象としない。
 - 4 第1項第4号に規定する長期使用料及び設備使用料は、当該年度内に実際に利用した期間に係る経費を補助対象とする。
 - 5 前項の場合において、利用期間が年度をまたぐときは、当該年度利用月数に応じて月割りにより補助対象経費を算定するものとし、1月未満の端数月は算入しない。

(補助の制限)

第4条 補助金の交付は、同一の法人設立（設立に係る一連の創業行為をいう。）及び同一

の申請者につき1回限りとする。

- 2 国、地方公共団体その他の団体から同種の補助金等の交付を受ける場合においては、当該補助金等の対象となる経費は、本補助金の対象経費としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、1件あたり上限372,000円とする。

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の書類の様式は、町長が別に定める。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 軽微な変更については、この限りでない。

- 3 町長は、第1項の申請を承認したときは、変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の末日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第10号)
- (2) 支出を証する書類(領収書その他支払の事実を証明できる書類)

(3) 法人設立を証する書類（登記事項証明書等）

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の報告を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 2年未満で事業を廃止したとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。